



宮 崎 県 公 報

令和5年12月28日(木曜日) 第470号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(薬務対策課) 1
- 都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(都市計画課) 2
- 都市公園条例施行規則の一部を改正する規則…(“) 2

告 示

- 公の施設の指定管理者の指定……………(聾・聾・敷録課) 2
- 公の施設の指定管理者の指定……………(福祉保健課) 2
- 救急病院の認定(3件)……………(医療政策課) 3
- 救急診療所の認定(1件)……………(“) 3
- 公の施設の指定管理者の指定(2件)……………(障がい福祉課) 3
- 公の施設の指定管理者の指定……………(こども家庭課) 3
- 公の施設の指定管理者の指定……………(環境森林課) 4
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(自然環境課) 4
- 公の施設の指定管理者の指定(3件)……………(森林経営課) 4

頁

- 公の施設の指定管理者の指定……………(企業振興課) 4
- 公の施設の指定管理者の指定……………(観光推進課) 4
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) 5
- 公の施設の指定管理者の指定(3件)……………(“) 5
- 公の施設の指定管理者の指定……………(建築住宅課) 5

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 6
- まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量……………(漁業管理課) 6
- 公共測量の実施の通知……………(管理課) 6
- 公共測量の終了の通知……………(“) 7
- 落札者等の公告……………7

企業局公営企業告示

- 公の施設の指定管理者の指定……………7

内水面漁場管理委員会告示

- 宮崎県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示……………7

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法に基づく指示……………7

規 則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第54号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(書類の提出) 第2条 法、政令、省令及びこの規則によって厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、次の各号に掲げるものを除き、住所地又は所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。 (1) 省令第50条第1項に規定する医薬品等適合性調査申請書	(書類の提出) 第2条 法、政令、省令及びこの規則によって厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、次の各号に掲げるものを除き、住所地又は所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。 (1) 省令第50条第1項に規定する <u>医薬品等適合性調査の申請書</u> (2) <u>省令第53条の2第1項に規定する医薬品等区分適合性調査の申請書</u> (3) <u>政令第26条の4第1項に規定する基準確認証の書換え交付の申請書</u> (4) <u>政令第26条の5第1項に規定する基準確認証の再交付の申請書</u> (5) <u>省令第68条の9第1項に規定する医薬品等適合性確認の申請書</u>

<p>(2) 政令第58条に規定する<u>検定申請書</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(薬局開設者による薬局に関する情報の提供等)</u></p> <p>第5条 法第8条の2第1項の規定による報告は、別記様式第4号により、毎年1回、12月31日現在の状況について翌年1月1日から1月31日までに<u>行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>新たに薬局開設の許可を受けた者は、前項に定めるもののほか、薬局の開設後速やかに、別記様式第4号により報告しなければならない。</u></p> <p>3 法第8条の2第2項の規定による報告は、別記様式第4号により<u>行わなければならない。</u></p>	<p>(6) 政令第58条に規定する<u>検定の申請書</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第5条 削除</p>
---	---

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

附 則

この規則は、令和6年1月5日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第55号

都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年宮崎県条例第47号）附則第2号に掲げる規定の施行期日は、令和6年1月5日とする。

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第56号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(開業時間)</p> <p>第12条 有料公園施設の開業時間は、午前9時から午後5時まで（庭球場、武道館、硬式野球場、屋内運動場及び駐車場にあっては、午前9時から午後10時まで）とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(開業時間)</p> <p>第12条 有料公園施設の開業時間は、午前9時から午後5時まで（<u>補助球技場</u>、庭球場、武道館、硬式野球場、屋内運動場及び駐車場にあっては、午前9時から午後10時まで）とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和6年1月5日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 908号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県男女共同参画センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
理事長 西田 たみ子
宮崎市宮田町3番46号県庁9号館
- 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 909号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県福祉総合センター
県立母子・父子福祉センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社文化コーポレーション
代表取締役 齊藤 総一郎
宮崎市生目台西3丁目4番地2
- 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 910号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎市立田野病院	宮崎市田野町南原1丁目6番地2

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日まで

宮崎県告示第 911号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
迫田病院	宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年1月11日から令和9年1月10日まで

宮崎県告示第 912号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎善仁会病院	宮崎市新別府町江口 950番地1

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年1月12日から令和9年1月11日まで

宮崎県告示第 913号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人将優会 クリ	宮崎市大字恒久字西原5065番地

ニックうしたに

2 救急診療所の認定の有効期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日まで

宮崎県告示第 914号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立視覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会
理事長 小島 義久
宮崎市江平西2丁目1番20号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 915号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立聴覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会
理事長 堀田 享志
宮崎市江平西2丁目1番20号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 916号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項及び教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第5条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県青島青少年自然の家
宮崎県むかばき青少年自然の家
宮崎県御池青少年自然の家
宮崎県青島少年自然の家
宮崎県むかばき少年自然の家
宮崎県御池少年自然の家
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
学校法人宮崎総合学院
理事長 川越 宏樹
宮崎市老松1丁目3番7号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 917号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県川南遊学の森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県緑化推進機構
理事長 目黒貞利
宮崎市宮田町10番28号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 918号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宮崎市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宮崎市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 919号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会

会長 星原透

宮崎市別府町3番1号

- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 920号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会
会長 星原透
宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 921号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県森林林業協会
会長 星原透
宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 922号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎県機械技術センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
理事長 読谷山洋司
延岡市大武町39番地82
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 923号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

県営国民宿舎高千穂荘

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社ケイメイ

代表取締役 有 馬 佳 孝

宮崎市清水3丁目7番12号

- 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 924号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称

門川町

- 2 都市計画事業の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路事業 3・3・21号加草中村線

- 3 事業施行期間

令和5年12月28日から令和12年3月31日まで

- 4 事業地

収用の部分

宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目、大字加草字打切、字細狩、字鴨原、字深迫、字松尾、字海田地内

使用の部分

なし

宮崎県告示第 925号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

県立青島亜熱帯植物園

宮崎県総合運動公園

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般財団法人みやざき公園協会

理事長 吉 田 晋 弥

宮崎市鶴島2丁目10番25号

- 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 926号

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

県立平和台公園

宮崎県総合文化公園

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社馬原造園建設

代表取締役 小 川 次 郎

宮崎市大字瓜生野字垂門3711番地

- 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 927号

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

特別史跡公園西都原古墳群

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般財団法人みやざき公園協会

理事長 吉 田 晋 弥

宮崎市鶴島2丁目10番25号

- 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

宮崎県告示第 928号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第75条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

県営沖の下B団地

県営三ツ枝B団地

県営古城ヶ鼻団地

県営塩見川西団地

県営日知屋東団地

県営川路団地

県営土橋団地

県営下水流団地

県営本村団地

県営平城団地

県営加草団地

県営宮ヶ原団地

県営三ツ瀬団地

県営野田団地

県営塩浜団地

県営野田第二団地

県営一ヶ岡団地

県営共栄団地

県営昭和団地

県営浜町団地

県営大貫東団地

県営土々呂団地

県営希望ヶ丘団地

県営塩浜南団地

県営塩浜西団地

県営田口野団地

県営西町団地

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会

代表理事 木 田 文 男

宮崎市潮見町20番地1
延岡日向宅建協同組合
代表理事 高 濱 清
延岡市日の出町2丁目1番地1

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベアーズモール清武

宮崎市清武町正手2丁目32番地 他6筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

植松商事株式会社 代表取締役 植松剛史

宮崎市橋通西4丁目2番30号

株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) クロモ清武

宮崎市清武町正手2丁目32番地 他6筆

(変更後) ベアーズモール清武

宮崎市清武町正手2丁目32番地 他6筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一

宮崎市橋通西4丁目2番30号

株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

(変更後) 植松商事株式会社 代表取締役 植松剛史

宮崎市橋通西4丁目2番30号

株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

4 変更の年月日

(1) 令和5年12月1日

(2) 植松商事株式会社 令和5年10月26日

株式会社ナフコ 令和1年6月27日

5 変更する理由

所有者が保有する商業施設の名称統一の為及び設置者の代表者変更があった為

6 届出年月日

令和5年12月15日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年12月28日から令和6年4月30日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年12月28日から令和6年4月30日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を令和5年12月20日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 まいわし太平洋系群

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	14,365トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

第2 まあじ

知事管理区分	数 量
宮崎県まあじまき網漁業	2,962トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、西都市長から次のとおり通知があった。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（水準測量及び写真測量による数値地形図作成）

2 作業地域

宮崎県西都市大字下三財戸敷外

3 作業期間

令和5年11月15日から令和6年3月11日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県都城土木事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年12月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業地域
宮崎県都城市梅北町
- 3 作業終了日
令和5年12月12日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 随意契約に係る件名
宮崎県警察運転者管理システム移行業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年11月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 九州支社

支社長 入佐 健一

福岡市中央区天神1丁目10-20

- 5 随意契約に係る契約金額
113,836,800円（消費税込）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和5年8月17日
- 7 随意契約によった理由
一般競争入札に付し入札者がいないため。

企業局公営企業告示

宮崎県公営企業告示第3号

宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例（平成17年宮崎県条例第60号）第12条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年12月28日

宮崎県公営企業管理者 企業局長 井手 義 哉

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社青山石材
代表取締役 高山 保 典
鹿児島県鹿児島市下荒田2丁目1番1号サンプラス荒田2F
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

宮崎県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年12月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一 洋

宮崎県内水面漁場管理委員会告示第1号

宮崎県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成15年宮崎県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に基づく宮崎県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年2月10日宮崎県規則第2号）の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく宮崎県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年2月10日宮崎県規則第2号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第167号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権漁場における増殖について、次のとおり指示する。

令和5年12月28日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一 洋

- 1 増殖義務
令和6年1月1日から同年12月31日までの間に別表1及び2の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ魚種及び数量（増殖行為）の欄に掲げる増殖を行わなければならない。
ただし、別表1に定める増殖行為については、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。
- 2 あゆ、こい、ふな、やまめ、おいかわ及びうぐいの増殖
1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、令和6年7月31日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、令和7年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別表1

漁業権 番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量(増殖行為)										
			あゆ	こい	ふな	おいかわ	うぐい	やまめ	うなぎ	わかさぎ	もくずがに		
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	発眼卵 放流 (万粒)	天然 種苗 放流 (尾)	又は	人工 種苗 放流 (尾)
内共 第1号	北川	北川漁業協 同組合外2組 合	153	3,510	360	1,080		2,250	18		375	又は	3,000
内共 第2号	祝子川	祝子川漁業 協同組合	140	720		1,800		1,800	25		413	又は	3,300
内共 第3号	五ヶ瀬川(河口)	祝子川漁業 協同組合外1 組合	80			1,080			18		226	又は	1,800
内共 第4号	五ヶ瀬川	五ヶ瀬川漁業 協同組合外3 組合	1,108			3,000		30,400	80		1,600	又は	12,800
内共 第5号	五十鈴川	五十鈴川漁 業協同組合	45	1,800				1,620	32		125	又は	1,000
内共 第6号	塩見川	富島河川漁 業協同組合		1,080	1,080				15		90	又は	720
内共 第7号	耳川	西郷漁業協 同組合外5組 合	113	21,600	1,440	1,440		13,590	157	363	3,150	又は	25,200
内共 第8号	石並川	美幸内水面 漁業協同組 合	19					900	14		450	又は	3,600
内共 第9号	名貫川	名貫川淡水 漁業協同組 合	11					360	4		90	又は	720
内共第1 0号	平田川	平田川淡水 漁業協同組 合	4	3,600	360				8		165	又は	1,320
内共 第11号	小丸川	小丸川漁業 協同組合外1 組合	150			17,100		10,800	97		625	又は	5,000
内共 第12号	一ツ瀬川	新佐川漁業 協同組合外3 組合	226			22,800		16,000	160		688	又は	5,500
内共 第13号	石崎川	新佐川漁業 協同組合外1 組合		6,840	810				18		113	又は	900
内共 第14号	大淀川	都城淡水漁 業協同組合 外11組合	414	90,182	4,290	15,840	21,600	7,920	413		4,125	又は	33,000
内共 第15号	清武川	境川漁業協 同組合外2組 合	58						36		1,375	又は	11,000
内共 第16号	加江田川	木花内水面 漁業協同組 合	11						9		563	又は	4,500
内共 第17号	川内川上流	川内川上流 漁業協同組 合	27	9,360	540			4,500	18				
内共 第18号	広渡川	日南広渡川 漁業協同組 合	124	10,800				2,520	37		8,250	又は	66,000
内共 第19号	福島川	串間市淡水 漁業協同組 合	23					900	32		275	又は	2,200
内共 第20号	本城川	串間市淡水 漁業協同組 合	9						9		113	又は	900
内共 第21号	御池	小林高原野 尻漁業協同 組合	10	3,000	500	1,200			30	300			

別表2

採捕 許可	河川名	漁業権者	魚種及び数量 (増殖行為)
			あゆ
			稚魚放流 (kg)
刺網 (たて網)	五ヶ瀬川	西臼杵漁業 協同組合	200

＜放流する魚種の体重・体長等＞

- | | | | |
|---------|------------|----------|---------------|
| 1. あゆ | 体重 3～10グラム | 6. やまめ | 体重 5～10グラム |
| 2. こい | 体重 5グラム以上 | 7. うなぎ | 体重 10～100グラム |
| 3. ふな | 体重 5グラム以上 | 8. わかさぎ | 発眼卵 |
| 4. おいかわ | 体重 1グラム以上 | 9. もくずがに | 体重 20～60グラム |
| 5. うぐい | 体重 5グラム以上 | | 又は甲幅4ミリメートル以上 |

--	--